

医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院(附属研究所)
不正取引業者への対応方針

平成28年4月1日 病院長裁定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の使用に係る不正取引業者への対応方針を以下のとおり定める。

1. 取引回数が年10回以上又は取引金額が年50万円以上を超える取引業者には、誓約書の提出を求める。
2. 取引業者が、以下に掲げる不正な取引があった場合は、1箇月以上12箇月以内の取引停止処分とする。
 - ①預け金や架空請求などの不正取引
 - ②提出書類の意図的な改ざん
 - ③本研究所職員に絡む贈収賄
 - ④その他社会的な規範から逸脱した行為
3. 処分期間については、病院長が決定する。
4. 取引業者が過去の不正取引について、本研究所に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免等を行うことがある。

以上